

栃木県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会会則

第一章 総則

(目的)

第1条 本会は、合併処理浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、合併処理浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、栃木県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 合併処理浄化槽の普及促進及び啓発に関すること
- (2) 合併処理浄化槽の設置・維持管理の情報交換に関すること
- (3) 合併処理浄化槽に関する調査研究と講演会等の開催に関すること
- (4) 国又は県に対して合併処理浄化槽に関する陳情、請願等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するのに必要な事業

第二章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 合併処理浄化槽設置整備事業の実施又は予定の市町村
- (2) 特別会員 栃木県並びに栃木県浄化槽協会

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書により、協議会に申し込まなければならない。

2 前項の規定により申し込みがあったときは、正会員及び特別会員にあっては会長が、賛助会員にあっては理事会の同意を経て会長がその入会を承認するものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、理由を付して届け出なければならない。

第三章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、正会員市町村の長をあて、理事の互選により、総会の承認を受けるものとする。

2 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、会務の執行にあたる。

4 監事は、会務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

第四章 会議

(会議の種類)

第11条 協議会の会議は、総会・理事会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回これを開く。ただし、会長が必要と認めるとき、これを開くことができる。

2 総会は、会長がこれを招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 理事及び監事の選出
- (3) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算の承認
- (4) その他必要と認める事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 理事会は、総会により決議された事項の運営に当たるとともに、次期総会までに発生した緊急事項を決議する。

(幹事会)

第14条 協議会に、理事会を構成する市町村の主幹課長で構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、会長の属する市町村の主幹課長が幹事長となり、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、理事会において付託された事項について協議するものとする。

(定足数)

第15条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議事)

第16条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五章 会計

(経費)

第17条 協議会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会費については、別に定める。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第六章 組織

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、会長の所属する市町村の主管課内に置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任命する。

(委員会)

第20条 会長は、この協議会の目的及び事業を達成するために必要な委員会等を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、設置時に別に定める。

第七章 雑則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この会則は、平成2年9月21日から施行する。

附則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。